

説明資料

2025年10月15日
証券取引等監視委員会事務局

市場監視へのデジタル技術の活用状況について

- 市場監視業務の高度化・効率化推進の観点から、以下の取組みを実施
 - ・ デジタル技術を活用した、膨大な注文・取引データの効率的・効果的な分析、SNSやインターネット上の様々なデータからの不正の兆候発見
 - ・ デジタルフォレンジックツール・情報システムの強化、デジタルフォレンジックツールに対応した職員の技術向上

不公正取引の抑止に係る啓発活動について

- 不公正取引の未然防止の観点から、多様なチャネルを通じた以下の情報発信を実施
 - ・ 個別事案や「事例集」の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的にわかりやすい情報発信を実施
 - ・ 「事例集」等を活用しつつ、市場関係者・学生に対する講演や関係専門誌等への寄稿を実施
 - ・ ウェブサイトやXを活用して、勧告等の事案や各事案の意義等を要約した「市場のメッセージ」を配信

海外当局との連携状況について

- クロスボーダー取引の拡大に対応する観点から、以下の海外当局との連携を実施
 - ・ MMoUに基づくクロスボーダー取引に関する情報交換を積極的に実施
 - ・ IOSCOの活動への積極的な参加
 - ・ 海外当局との人的交流（職員派遣、国際的な研修参加等）

(参考)令和6年度 金融商品取引法における 課徴金事例集～不公正取引編～(1)

監視委 コラム①

インサイダー取引後に起こり得ること

～それでもやりますか？インサイダー取引①～

インサイダー取引で不当な利得を得たとしても、会社や規制当局にインサイダー取引がバレるのではないかなどの不安や違法な行為をしたことへの後悔の念に長期間苛まれることになります。

そして、取引調査の結果、インサイダー取引が認定された場合には、その違反行為は金融庁への勧告に伴い公表され、インサイダー取引で得た利得は課徴金により剥奪されます。また、重大・悪質な場合は、刑事告発され、逮捕されるかもしれません。

このほか、勤務先では社内規程に基づく降格・懲戒解雇等の処分、懲戒解雇になれば定年まで勤めた場合に得られたであろう退職金消失など将来的な経済的損失のほか、これらの事象が重なり家族へ多大なる負担が生じることで家庭が崩壊することも考えられます。

インサイダー取引



(注1) 課徴金納付命令勧告対象者に係る平均利得額：2百万円（令和元～令和6年度、個人）
(注2) 事務・技術（組合員）/大半卒の定年モデル退職金：2,858万円（出典）厚生労働省（中央労働委員会）「令和5年賃金事案等総合調査」

監視委 コラム③

違反行為は見逃さない

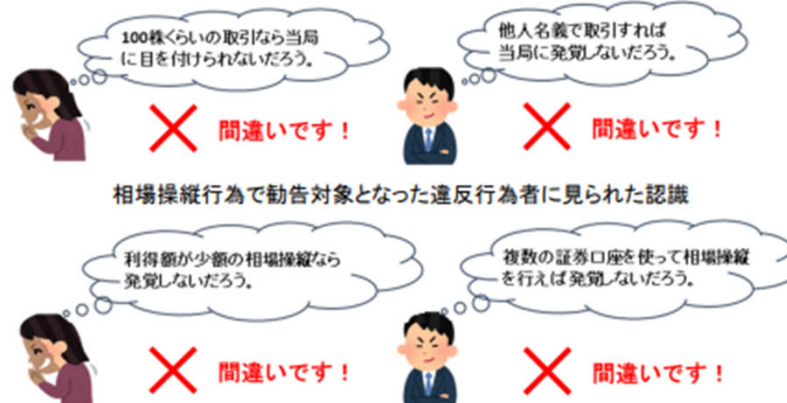
～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、違反行為の発覚を妨げる「隠蔽目的」で、他人名義の証券口座（借名口座）を用いる、複数の自己の証券口座を用いるなどの悪質性の高い不公正取引事案についても多数の課徴金勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。

証券監視委は、日本取引所自主規制法人等や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告対象となった違反行為者に見られた認識



- 売買データや関係情報を詳細に分析することにより、問題のある取引を早期に把握することが可能です！
- 取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても調査の対象となります！
- 他人名義の証券口座や複数の自己の証券口座を用いるなど、違反行為の発覚を妨げる隠蔽工作を行っても、違反行為者の家族や友人、知人に対する幅広い調査等によって、真の取引者を容易に特定することが可能です！
- たとえ家族や友人・知人であっても、証券口座の貸与は厳禁です！

(参考)令和6年度 金融商品取引法における 課徴金事例集～不公正取引編～(2)

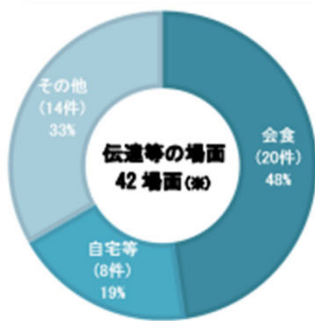
監視委 コラム⑥

情報管理の重要性③

～プライベート編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、会社関係者や公開買付者等関係者が、プライベートな場において、インサイダー情報を伝達した事例などを紹介しています。親族や知人等との会話で、勤務先の話や仕事の内容の話をすることはあるかと思いますが、何気なく話したことで、その内容によってはインサイダー取引規制の対象となり得ることに注意してください（たとえ「インサイダー取引になるから取引しないように」と忠告していたとしても、インサイダー取引規制の対象となり得ます）。

また、インサイダー情報の伝達や取引推奨が行われた場面の多くは、友人、同僚、取引先等との「会食」の場でした。気心の知れた人との会食の場においては、普段は話さないようなことでも、つい気が緩んでしまい、話をしてしまうのかもしれません。気の緩みとは言え、インサイダー情報を伝えたり、取引を推奨したりすることで、その結果として、自身のみならず、友人、同僚、取引先等の人達が行った取引が証券監視委の調査の対象となることに注意してください。



(※) 令和元年度から令和6年度における勧告事案から集計（職務上の伝達を受けた場面を除く。なお、伝達等の場面の数であり、勧告件数とは一致しない。）



監視委 コラム⑭

風説の流布について

～インターネット上の投稿や書込みによる 風説の流布も見逃しません！～

令和6年度において、証券監視委は、インターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布したとして、金商法第158条「風説の流布」を適用した課徴金勧告を初めて行いました（後記事例9参照）。

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいうとされています（この情報が虚偽であるか結果的に真実であるかを問わず、「合理的根拠がないまま」に流布することが違法とされています）。

このようなインターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為といえます。また、風説の流布によって相場の変動を図る行為は、相場操縦とは異なり、自らの資金を使うことなく、他人に資金を使わせることで相場の変動を図るという点で狡猾な違反行為といえます。

証券監視委は、相場操縦やインサイダー取引だけでなく、インターネット上の投稿や書込みによる風説の流布も見逃すことなく、合理的根拠のない情報で市場や投資者を混乱させる行為を防止していきたいと考えています。

